

# 福岡県公報

平成24年4月20日  
第3388号

## 目次

### 告示 (第739号 - 第768号)

○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	1
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	2
○国土調査の成果の認証	(農山漁村振興課)	2
○公有水面埋立ての免許	(水産振興課)	2
○道路の供用の開始	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	3
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課)	4
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	5
○道路の区域の変更	(道路維持課)	5
○道路の供用の開始	(道路維持課)	6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	6
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の区域の変更	(道路維持課)	7
○道路の供用の開始	(道路維持課)	7

○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	7
○福岡県領収証紙売りさばき人の指定事項の変更	(会計管理局会計課)	8
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(保護・援護課)	8
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(保護・援護課)	9
○生活保護法に基づく指定介護機関の休止及び廃止	(保護・援護課)	9
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	10
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	11
○土地改良区の役員の就任及び退任	(農村森林整備課)	12
○土地改良区の役員の住所の変更	(農村森林整備課)	12
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	13

## 公告

○競争入札参加者の資格等	(総務事務センター)	13
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	14
○落札者等の公示	(システム管理課)	17
○行政書士法第4条の4第2項の規定による届出	(市町村支援課)	17

## 選挙管理委員

○政治団体の平成22年分収支報告書の要旨の一部訂正	(市町村支援課)	18
---------------------------	----------	----

## 監査委員

○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	20
○監査結果の報告に係る措置の公表	(監査委員事務局総務課)	35

## 正誤

○福岡県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (平成24年福岡県公安委員会規則第10号) 中正誤		42
---	--	----

## 告示

### 福岡県告示第739号

国土調査法 (昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定に基づき、次のように国土

調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小郡市	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	三沢の一部	平成24年3月30日
田川郡福智町	昭和54年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	上野の一部	平成24年3月30日

#### 福岡県告示第740号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
小郡市	平成22年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	三沢の一部	平成24年3月30日

#### 福岡県告示第741号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
------------	----------	-------	----------	-------

北九州市	平成21年度から平成22年度まで	地籍図及び地籍簿	小倉南区大字曾根、大字沼、沼南町三丁目、下曾根二丁目、新曾根の各一部	平成24年3月30日
飯塚市	平成23年度	地籍図及び地籍簿	口原の一部	平成24年3月30日
久山町	平成21年度から平成23年度まで	地籍図及び地籍簿	大字久原の一部	平成24年3月30日

#### 福岡県告示第742号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のように公有水面の埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

#### 1 免許を受けた者の名称及び所在地並びに代表者の氏名及び住所

##### (1) 免許を受けた者

福岡県

福岡市博多区東公園7番7号

##### (2) 代表者

福岡県知事 小川 洋

福岡市中央区白金2丁目14番6号

#### 2 埋立区域

##### (1) 位置

福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1752番2の地先公有水面

##### (2) 区域

次の①の地点から④の地点までを順次に結ぶ平成8年12月福岡県告示第2078号でしゅん功認可の告示がされた埋立地と公有水面との境界線（T.P.+0.648mにより決定）、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成22年の秋分の満潮位（T.P.+0.87m）における公有水面と陸地との境界線、⑤の地点から⑧の地点までを順次に結んだ線及び①の地点と⑧の地点を結んだ線により囲まれた区域

①の地点 波津基準点（北緯33度53分22秒9129、東経130度33分49秒9335）から  
122度19分01秒、152.34mの地点

②の地点 ①の地点から169度53分50秒、1.19mの地点

③の地点 ②の地点から173度08分28秒、20.27mの地点

④の地点 ③の地点から173度26分52秒、2.32mの地点

⑤の地点 ④の地点から149度16分03秒、7.96mの地点

⑥の地点 ⑤の地点から350度18分38秒、21.79mの地点

⑦の地点 ⑥の地点から349度05分03秒、8.22mの地点

⑧の地点 ⑦の地点から348度17分04秒、4.93mの地点

(3) 埋立面積

66.17㎡

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

福岡県遠賀郡岡垣町大字波津1752番2の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域

①の地点 波津基準点（北緯33度53分22秒9129、東経130度33分49秒9335）から  
120度29分36秒、131.49mの地点

②の地点 ①の地点から171度47分17秒、107.32mの地点

③の地点 ②の地点から94度35分18秒、29.82mの地点

④の地点 ③の地点から350度16分30秒、115.71mの地点

(3) 面積

3,246.45㎡

4 埋立地の用途

用途	面積
道路用地	66.17㎡

5 埋立免許年月日

平成24年3月30日

福岡県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	久留米小郡線	小郡市大字福童2796番1先から 小郡市大字福童3309番5先まで

福岡県告示第744号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
朝倉	一般国道	386号	前	朝倉郡筑前町中牟田560番1先から 朝倉郡筑前町中牟田540番2先まで	7.6 ～ 11.9	163.0
			後	朝倉郡筑前町中牟田560番1先から 朝倉郡筑前町中牟田540番2先まで	11.1 ～ 26.0	163.0

**福岡県告示第745号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	一般国道	200号	前	朝倉郡筑前町二146番6先から 朝倉郡筑前町朝日1145番3先まで	9.3 ～ 11.7	206.5
			後	朝倉郡筑前町二146番6先から 朝倉郡筑前町朝日1145番3先まで	11.8 ～ 14.3	206.5

**福岡県告示第746号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	甘木田主丸線	前	朝倉市鶴木344番9先から 朝倉市片延58番1先まで	7.3 ～ 13.6	372.5

			後	朝倉市鶴木344番9先から 朝倉市片延58番1先まで	8.0 ～ 15.2	372.5
--	--	--	---	-------------------------------	------------------	-------

**福岡県告示第747号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハローデイ穂波店・サンドラッグ穂波店

(2) 所在地 福岡県飯塚市秋松925-1ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

意見なし

**福岡県告示第748号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名 称 ハローデイ穂波店・サンドラッグ穂波店

(2) 所在地 福岡県飯塚市秋松925-1ほか

## 2 意見の概要

## (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

駐車場No.2の出入りについて、安全確保のためカーブミラーを設置してください。設置場所については協議をお願いします。

## (2) 歩行者通行の利便の確保等

道路No.3は歩道がないため、来客者等の安全確保及び店舗東側の出入口設置の検討をお願いします。

## (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

意見なし

## (4) 防災・防犯対策への協力

「福岡県安全安心まちづくり条例」第17条第1項の規定に基づく「大規模小売店舗における犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」の示す犯罪の防止に配慮した施設の整備及び管理に努められたい。

災害時における地域住民の一時的避難（集合）場所としての駐車場等の利用について配慮頂きたい。また、災害時物資協定企業の検討をお願いします。

## (5) 騒音の発生に係る事項

意見なし

## (6) 廃棄物に係る事項等

意見なし

## (7) 街並みづくり等への配慮等

駐車場に新たに広告物を設置する場合は福岡県屋外広告物条例による許可申請を行って下さい。

## (8) その他

本区域は県開発行為許可区域（平成21年7月20日完了公告）のため、県都市計画課との協議をお願いします。

道路No.4農道について、農作業車等の通行に支障のないよう配慮をお願いします。

## 福岡県告示第749号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	武 島 線 白 口	前	久留米市安武町武島 2335 番 2 先から 久留米市安武町武島 2031 番 1 先まで	5.6 ～ 7.0	34.6
			後	久留米市安武町武島 2335 番 2 先から 久留米市安武町武島 2031 番 1 先まで	5.6 ～ 8.0	34.6

## 福岡県告示第750号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成 年 月 日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	武 島 線 白 口	久留米市安武町武島 2335 番 2 先から 久留米市安武町武島 2031 番 1 先まで

## 福岡県告示第751号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区

域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	吉井線 久留米 自転車道	前	久留米市太郎原町27番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	5.0 ～ 12.8	450.0
			前	久留米市太郎原町27番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	4.0 ～ 5.0	480.0
			後	久留米市太郎原町27番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	5.0 ～ 12.8	450.0
			後	久留米市太郎原町27番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで	5.0 ～ 12.0	455.0

福岡県告示第752号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間

久留米	吉井線 久留米 自転車道	久留米市太郎原町27番1先から 久留米市太郎原町341番1先まで
-----	--------------------	-------------------------------------

福岡県告示第753号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称  
古賀市大字青柳字蔭入2882-3、2883-5及び2884-1から2884-3まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
東京都千代田区岩本町三丁目10番1号  
株式会社デイリーヤマザキ  
代表取締役社長 佐藤 卓

福岡県告示第754号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
久留米	県道	吉井線 久留米 自転車道	前	久留米市百年公園205番1先から 久留米市合川町2430番1先まで	3.8 ～ 5.2	92.9
			後	久留米市百年公園205番1先から 久留米市百年公園194番1先まで	3.8 ～ 5.2	20.0

**福岡県告示第755号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	一般国道	200号	前	朝倉郡筑前町朝日596番2先から 朝倉郡筑前町朝日599番1先まで	8.7 ～ 10.7	40.7
			後	朝倉郡筑前町朝日596番2先から 朝倉郡筑前町朝日599番1先まで	9.8 ～ 15.7	40.7

**福岡県告示第756号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
朝倉	県道	鳥栖線 朝倉	前	朝倉市古毛1486番1先から 朝倉市古毛1499番3先まで	11.0 ～ 12.5	300.0

		後	朝倉市古毛1486番1先から 朝倉市古毛1499番3先まで	10.5 ～ 13.2	300.0
--	--	---	----------------------------------	-------------------	-------

**福岡県告示第757号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年4月20日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所に於いて一般の縦覧に供する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
朝倉	鳥栖線 朝倉	朝倉市古毛1486番1先から 朝倉市古毛1499番3先まで

**福岡県告示第758号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	30	福岡市東区馬出1丁目13番10号 公益社団法人福岡県宅地建物取引業協会	福岡市東区馬出1丁目13番10号	平成24年4月1日
旧		福岡市東区馬出1丁目13番10号 社団法人福岡県宅地建物取引業協会		

**福岡県告示第759号**

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定事項を変更したので告示する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

	売りさばき人証番号	売りさばき人の住所及び氏名	売りさばき所	変更年月日
新	74	福岡市博多区下呉服町1番15号 公益社団法人福岡県危険物安全協会	福岡市博多区下呉服町1番15号 ふくおか石油会館3階	平成24年4月1日
旧		福岡市博多区下呉服町1番15号 社団法人福岡県危険物安全協会		

**福岡県告示第760号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
豊支15	豊前市地域包括支援センター	豊前市大字八屋 1702-5	24・4・1	予支援
宗遠支4	芦屋町地域包括支援センター	遠賀郡芦屋町幸町2-20	24・4・1	予支援
宗遠支5	水巻町地域包括支援センター	遠賀郡水巻町頃末北1丁目1-1	24・4・1	予支援

宗遠支6	岡垣町地域包括支援センター	遠賀郡岡垣町野間1丁目1-1	24・4・1	予支援
宗遠支7	遠賀町地域包括支援センター	遠賀郡遠賀町大字今古賀513	24・4・1	予支援
嘉鞍支3	桂川町地域包括支援センター	嘉穂郡桂川町大字土居361	24・4・1	予支援
田川介歯120	ひまわりデンタルクリニック	田川郡川崎町大字田原596-2	24・3・1	居管・予居管
田川介歯121	福智歯科医院	田川郡福智町金田921-16	24・3・1	居管・予居管
糸島地介葉30	南風台薬局	糸島市南風台8丁目4-8	24・4・1	居管・予居管
朝倉介葉48	サンアイ調剤薬局あさくら店	朝倉市甘木150-4	24・4・1	居管・予居管
大野居62	訪問看護ステーションゆり	大野城市山田3丁目6-10-102	24・4・1	訪看・予訪看
田居173	リハビリ訪問看護ステーションすばる	田川市大字川宮1352-4	24・4・1	訪看・予訪看
京居112	有料老人ホームピースハウス	築上郡築上町大字湊1035-2	24・4・1	特生・予特生
直居100	グリーンコープデイサービスセンター直方	直方市大字感田169-10	24・4・1	通介・予通介
飯支87	ケアプランセンターきずな	飯塚市枝国513-1	24・4・1	居支
飯居289	シニアコミュニティつばき	飯塚市椿123-7	24・4・1	通介・予通介
田居172	ヘルパーステーションみつばち	田川市大字位登1596-3	24・4・1	訪介・予訪介
嘉麻居94	デイサービスセンターつつじの丘	嘉麻市牛隈2510-98	24・3・1	通介・予通介
朝倉居52	デイサービスひかりハウス	朝倉市三奈木3240-7	24・3・1	通介・予通介

八女居85	デイサービスうさぎのつばさ	八女市室岡 795-5	24・3・1	通介・予通介
小居37	デイサービスセントークダ	小郡市祇園 2丁目 2-8	24・3・22	通介・予通介
筑紫居65	ヘルパーステーション芙蓉	筑紫野市湯町 1丁目 15-25	24・3・1	訪介・予訪介
筑紫居66	デイサービス藤の里	筑紫野市湯町 1丁目 15-25	24・3・1	通介・予通介
筑紫居67	福祉用具芙蓉	筑紫野市湯町 1丁目 15-25	24・3・1	福用・予福用
筑紫居68	茶話本舗デイサービス楓	筑紫野市大字筑紫 117-202	24・4・1	通介
像居71	宗像デイサービスセンターなごみ	宗像市大井 324-1	24・4・1	通介・予通介
嘉鞍居4	やすらぎの家鞍手 デイサービスセンター	鞍手郡鞍手町大字中山 2451	24・4・1	通介・予通介
田川支55	ケアプランサービスはな	田川郡福智町弁城 3081-1	24・3・1	居支
田川支42	ジュエルケアプランセンター	田川郡福智町伊方 2594-5	24・3・1	居支
田川居266	ジュエルヘルパーステーション	田川郡福智町伊方 2594-5	24・3・1	訪介・予訪介
筑紫居64	小規模多機能ホーム宝満ラポール原田	筑紫野市原田 7丁目 7-6	24・4・1	小居・予小居
宗遠居21	グループホームなのはな	遠賀郡水巻町猪熊 8丁目 16-31	24・4・1	認共・予認共
田川居267	ケアハウスひかり	田川郡福智町伊方 2450-19	24・3・1	地特生
筑居19	グループホームこすも	筑後市大字高江 72	24・2・17	認共・予認共

## 福岡県告示第761号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条

の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
直介85	青見内科医院	青見内科医院通所 リハビリテーション	直方市大字上新入 2490-7	24・3・22
飯居269	デイサービスハウス満天一座	デイサービスおはな飯塚	飯塚市潤野 1191-1	24・3・1
筑居18	宅老所にしむた	デイサービス清水	みやま市瀬高町大草 1755-7	23・4・19

## 2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
飯居199	ヘルパーステーション穎田	飯塚市勢田 742	飯塚市鯉田 767-1	24・3・19
筑居18	デイサービス清水	筑後市大字西牟田 1900	みやま市瀬高町大草 1755-7	23・4・19
筑支10	卑弥呼ケアプランサービス	筑後市大字西牟田 1900	みやま市瀬高町大草 1755-7	23・4・19
田川支46	ケアプランサービスひかり	田川郡糸田町 4003-14-5	田川郡川崎町大字川崎 529-3	23・6・1

## 福岡県告示第762号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（

平成6年法律第30号。以下「法」という。)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定介護機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

### 1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
京介薬39	広津調剤薬局	築上郡吉富町大字広津 385-1	24・3・25

### 2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
豊支13	福岡県介護保険広域連合豊築支部地域包括支援センター	豊前市大字八屋 1702-5	24・3・31
遠支32	福岡県介護保険広域連合遠賀支部地域包括支援センター	遠賀郡遠賀町大字今古賀 513	24・3・31
う支8	福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部地域包括支援センター	うきは市吉井町 699-1	24・3・31
大介療10	三宅病院	大牟田市東新町2丁目2番地の5	24・3・31
田川介歯115	医療法人イアシス会福智歯科医院	田川郡福智町金田 921-16	24・2・29
大支25	中友診療所	大牟田市西浜田町 15-3	24・3・31
大支32	おおむた訪問看護ステーション	大牟田市笹林町2丁目6-3	24・3・31

直居84	グリーンコープデイサービスセンター直方	直方市大字感田 169-10	24・3・31
像居11	グリーンコープ宗像デイサービスセンターなごみ	宗像市大井 324 番地 1	24・3・31
鞍居37	グリーンコープやすらぎの家鞍手デイサービスセンター	鞍手郡鞍手町大字中山 2451 番地グリーンコープくらて店 2F	24・3・31
田川居231	デイサービスセンターあいあい伊方	田川郡福智町伊方 1914-2	24・3・31

### 福岡県告示第763号

糟市土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

### 1 退任理事

氏名	住所
井 関 繁 則	行橋市大字常松 112 番地 2
橋 本 東洋治	〃 大字入覚 738 番地
安 中 知 治	〃 〃 1337 番地 1
宮 崎 夢 児	行橋市大字高来 343 番地
森 本 建 治	〃 大字矢山 1777 番地
木 村 廣	〃 大字福丸 529 番地
井 関 満 博	〃 〃 173 番地 1
岡 田 豊 彦	〃 大字須磨園 197 番地
進 谷 年 伸	〃 大字福丸 213 番地
野 田 千 萬 里	〃 大字下崎 1370 番地

### 2 退任監事

氏名	住所
大森 強	行橋市大字須磨園 81 番地
井上 義昭	〃 大字高来 573 番地 5
畠 埜 晴 義	〃 〃 66 番地 1

## 3 就任理事

氏名	住所
井 関 繁 則	行橋市大字常松 112 番地 2
橋 本 東 洋 治	〃 大字入覚 738 番地
安 中 知 治	〃 〃 1337 番地 1
宮 崎 夢 児	〃 大字高来 343 番地
森 本 建 治	〃 大字矢山 1777 番地
木 村 廣	〃 大字福丸 529 番地
井 関 満 博	〃 〃 173 番地 1
岡 田 豊 彦	行橋市大字須磨園 197 番地
進 谷 年 伸	〃 大字福丸 213 番地
野 田 千 萬 里	〃 大字下崎 1370 番地

## 4 就任監事

氏名	住所
大森 強	行橋市大字須磨園 81 番地
井上 義昭	〃 大字高来 573 番地 5
畠 埜 晴 義	〃 〃 66 番地 1

## 福岡県告示第764号

友枝土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
加来野 末 雄	築上郡上毛町大字西友枝 356 番地

## 2 就任理事

氏名	住所
松 岡 勝 広	築上郡上毛町大字西友枝 740 番地 3

## 福岡県告示第765号

住吉土地改良区から役員の新就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
緒 方 洋 一 郎	久留米市安武町住吉 1544 番地 1
田 中 一 義	〃 〃 〃 1595 番地 1
船 津 常 夫	〃 〃 〃 1632 番地
大久保 博 文	〃 〃 〃 1532 番地 1
深 川 嘉 穂	〃 〃 〃 1788 番地 1
川 原 憲 男	〃 〃 〃 1565 番地
船 津 秀 幸	〃 〃 〃 1564 番地

## 2 退任監事

氏名	住所
船 津 伊 二 郎	久留米市安武町住吉 1572 番地
野間口 保 之	〃 〃 〃 1625 番地 1

## 3 就任理事

氏名	住所
緒方 洋一郎	久留米市安武町住吉 1544 番地 1
田中 一 義	〃 〃 〃 1595 番地 1
船津 常 夫	〃 〃 〃 1632 番地
大久保 博 文	〃 〃 〃 1532 番地 1
深川 嘉 穂	〃 〃 〃 1788 番地 1
馬場 五 男	〃 〃 〃 1574 番地 1
船津 祥 一	〃 〃 〃 1564 番地

## 4 就任監事

氏名	住所
船津 伊二郎	久留米市安武町住吉 1572 番地
野間口 保 之	〃 〃 〃 1625 番地 1

## 福岡県告示第766号

北野町鳥巢高良土地改良区から役員就任及び退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 退任理事

氏名	住所
檜原 豊	久留米市北野町鳥巢 1200 番地 1
相園 満 芳	〃 〃 高良 2481 番地 2
権藤 三智也	〃 〃 〃 2048 番地 2
権藤 定 幸	〃 〃 鳥巢 1151 番地 1
檜原 光	〃 〃 〃 1249 番地
黒岩 源 一	〃 〃 高良 2250 番地 2
吉村 広 義	久留米市北野町中島 30 番地

深 町 登喜雄	〃 〃 今山 280 番地
---------	---------------

## 2 退任監事

氏名	住所
相園 繁 隆	久留米市北野町高良 2485 番地
檜原 久 雄	〃 〃 鳥巢 1166 番地
池田 晶	〃 〃 今山 262 番地

## 3 就任理事

氏名	住所
黒岩 源 一	久留米市北野町高良 1095 番地 6
黒岩 一 義	〃 〃 〃 2423 番地 2
檜原 恵 介	〃 〃 鳥巢 1190 番地
檜原 章 弘	久留米市北野町鳥巢 1239 番地 3
檜原 義 史	〃 〃 〃 1222 番地
秋吉 誠	〃 〃 高良 1003 番地 3
橋本 利 晴	〃 〃 千代島 608 番地
堤 和 成	〃 〃 今山 393 番地 2

## 4 就任監事

氏名	住所
権藤 晴 義	久留米市北野町高良 2079 番地 2
檜原 不二子	〃 〃 鳥巢 1210 番地 1
秋山 久 典	〃 〃 千代島 654 番地 1

## 福岡県告示第767号

友枝土地改良区から役員住所の変更の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小 川 洋

役員の種類	氏 名	旧 住 所	新 住 所
理事	山本 健之佐	中津市 2146 番地	築上郡上毛町 大字東上 889 番地 1

**福岡県告示第768号**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のように公告する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
大牟田市大字田隈字石佛564-1から564-13まで並びに区域内の水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名  
大牟田市笹林町2丁目4-11  
株式会社 青葉開発  
代表取締役 吉川弘之

**公 告**

**公告**

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年4月20日

福岡県知事 小 川 洋

- 1 調達をする物品等又は特定役務の種類  
地域警察デジタル無線システムWeb接続機器一式賃貸借
- 2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
  - イ 年間売上高
  - ウ 自己資本金
  - エ 流動比率
  - オ 経営年数
  - カ 障害者雇用状況
  - キ 子育て応援宣言登録
- 3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

## (1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

- ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）
- イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）
- オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）
- カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）
- キ 役員名簿
- ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）
- ケ 営業概要表（様式第5号）
- コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

- タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
- チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

## (2) 申請書（有償）の入手先

- ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション
- イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）
- ウ 電話 092-641-7838

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

- ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班
- イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
- ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

## (4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年5月10日（木）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

## 4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

## 5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

## (1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

## (2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

## 公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

## 1 競争入札に付する事項

## (1) 契約事項の名称

地域警察デジタル無線システムWeb接続機器一式賃貸借

## (2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

## (3) 賃貸借期間

平成24年10月1日から平成29年9月30日までの間

## (4) 納入場所

福岡県警察本部地域部通信指令課が指定する場所

## 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

## 3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

## (1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

## (2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

## (3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

## 4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。）

平成24年5月31日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

## (1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

## (2) 当該物品を迅速かつ確実に指定場所に納品、設置できると認められる者

## (3) 納入する物品又は類似する物品について、相当期間の実績を有すること。

## (4) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

## (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

## (6) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

## 5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2237

## 6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

## 7 入札説明書の交付

## (1) 期間等

平成24年4月20日（金）から平成24年5月31日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時30分から午後5時45分まで

## (2) 場所

5の部局とする。

## 8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## 9 入札書の受領期限及び提出場所

## (1) 受領期限

平成24年5月31日（木）午後5時45分

## (2) 提出場所

5の部局とする。

## (3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

## 10 開札の日時及び場所

## (1) 日時

平成24年6月1日（金）午後1時30分

## (2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

## 11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

## 12 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## (2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

## 13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

## (1) 金額の記載がない入札

## (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

## (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

## (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

## (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

## (6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

## (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

## (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

## 14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等  
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

## 16 Summary

- (1) Articles and Quantity  
A lease contract for Web connection apparatus of degital wireless system on regional section
- (2) Time Limit of Tender  
5 : 45 PM on May 31, 2012
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender  
Accounting Section, General Affairs Division, Fukuoka Prefectural Police Headquarters  
Address : 7 - 7, Higashi Koen, Hakata - ku  
Fukuoka City 812 - 8576 Japan  
Telephone : 092 - 641 - 4141 (Ext.2237)

**公告**

落札者等について、次のとおり公示します。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 契約に係る特定役務の名称

電子調達システム運用保守業務委託

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称  
福岡県総務部システム管理課
- (2) 所在地  
福岡市博多区東公園7番7号

- 3 契約の相手方を決定した日

平成24年4月1日

- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名  
東芝ソリューション株式会社九州支社
- (2) 住所  
福岡市中央区長浜二丁目4番1号

- 5 契約金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

35,070,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約を行った理由

政府調達に関する協定第15条1 (b) 及び (d) に該当

**公告**

財団法人行政書士試験研究センターから行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示する。

平成24年4月20日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更後の主たる事務所の所在地及び試験事務を取り扱う事務所の所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 2 変更しようとする年月日

平成24年4月23日

3 変更の理由

現事務所が狭あいだで事務作業を円滑に行うことが困難なため。

**選挙管理委員会**

**福岡県選挙管理委員会告示第47号**

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、豆田ゆう子と未来をつくる会の会計責任者から修正の報告があったので、同法第20条第1項の規定に基づき公表した平成22年分の政治団体の収支報告書の要旨（平成23年11月福岡県選挙管理委員会告示第122号）の一部を、次のとおり改める。

平成24年4月20日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

平成22年分収支報告書の要旨中、豆田ゆう子と未来をつくる会の項を次のとおり改める。

## 462 豆田ゆう子と未来をつくる会

資金管理団体の届出をした者の氏名	豆田 優子
資金管理団体の届出に係る公職の種類	市議
報告年月日	23.03.29
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	746,973円
ア 前年繰越額	0円
イ 本年收入額	746,973円
(2) 支出総額	394,025円
(3) 翌年への繰越額	352,948円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
イ 寄附	746,973円
(ア) 寄附 (政党匿名寄附を除く) (内訳別掲)	746,973円
a 個人からの寄附	746,973円
合計	746,973円
[寄附の内訳]	
a 個人からの寄附	
(寄附者の氏名)	(金額) (住所)
豆田 優子	710,223円 福津市
その他	36,750円
小計	746,973円
(2) 支出の内訳	
ア 経常経費	51,326円
(ウ) 備品・消耗品費	50,596円
(エ) 事務所費	730円
イ 政治活動費	342,699円
(ア) 組織活動費	342,699円
合計	394,025円

## 監査委員

### 監査公表第1号

平成23年5月6日付けで公表した「県の管理する土地・建物に関する財務事務の執行について」に関する包括外部監査結果の報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年4月20日

福岡県監査委員	小 串 正 伸
同	進 谷 庸 助
同	伊 藤 龍 峰
同	原 竹 岩 海

23財活第2383号

平成24年3月26日

福岡県監査委員 小申 正伸 様  
 同 進谷 庸助 様  
 同 伊藤 龍峰 様  
 同 原竹 岩海 様

福岡県知事 小 川 洋

## 平成22年度包括外部監査の結果に係る措置について（通知）

このことについて、地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

## 県の管理する土地・建物に関する財務事務の執行について

監 査 の 結 果 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等
1 総論	
<p><b>未利用地部会の活性化について（意見）</b></p> <p>未利用地部会の実効性をさらに高めるため、「県有財産の処分・利活用促進チーム設置要綱」を見直し、未利用地部会の目的・検討内容・報告義務・責任の所在等を明確にした運営要綱を整備することが望まれる。</p> <p>また、未利用地部会の有効性を高めるため、検討内容の拡充、検討頻度の拡充、検討結果の十分な記録・閲覧の拡充を図り、未利用地の管理を基本的には未利用地を所管する担当課が管理している現状に鑑み、部会を統括している財産活用課と各所管課との早期かつ緊密な情報交換による部会活動のさらなる活性化が望まれる。</p>	<p>平成24年2月に実施した23年度第2回目の部会より、運営の見直しを行った。</p> <p>部会の開催頻度の拡充の他、各財産主管課からの未利用地の現状や処分が困難な理由・課題等についての発表・報告を基に、課題解決に向けた意見交換を行うなど、未利用地部会の活性化を図った。</p>
<p><b>処分保留の未利用地の早期解決について（意見）</b></p> <p>県として処分・利活用を検討した結果、基本的には処分する方針を打ち出している未利用地は、当然に利用されておらず地方自治の根本理念である住民福祉・サービスの向上に何ら貢献していない。処分・利活用に関する判断や売却手続の遅れは、毎年除草作業等の管理経費を負担しているだけでなく、仮に売却により収入を確保していたなら県として借入れをせずに済んだであろうコストたる機会損失の負担、経済環境悪化にともなう売却価額低下等、経済的損失を被っていることを全職員が常に意識しなければならない。</p> <p>土地取引状況は平成19年上期がピークで、その後は急激に落ち込み、「不活発」が「活発」を上回っている状況が続いている。平成19年前後に売り</p>	<p>これまで、未利用地の処分については、未利用地を所管する財産主管課と財産管理を指導する部署において、個別物件毎に売却に向けた協議を行ってきた。今後は未利用地部会も活用し、未利用地の早期の処分・利活用に向けた組織的な対応を行うとともに、早期の売却が困難な未利用地の貸付についても、引き続き検討を行うこととした。</p>

にだしていたならば売れていた可能性がないわけではない。不動産市場はコントロールできるものではないので、機会損失を最小限に抑えるべく、処分（売却）の方針が決まったら直ちに処分対象リストに掲載できるようすべきであって、県が売り易いと判断したものから掲載するのではなく、購入機会をできるだけ早く与える体制を構築しなければならない。

未利用地の利活用を第一義的に考えるならば、賃借による利活用も有効な手段のひとつである。そのためにも早期に売却が困難となった未利用地等については、適時賃借可能な未利用地に整備する体制が求められる。

境界線の未確定や不法占拠等の問題を抱えている未利用地については、迅速な問題解決のため、県全体として組織的かつ計画的に対応することが望まれる。

また、現状を正しく把握できなければ適切な問題解決への対策も施せないなので、未利用地の情報収集にあたっては、各課への単なる照会だけでなく現状把握のために聞き取り調査等を実施し状況を適時更新していくことが望まれる。

#### 不動産管理・取引の専門的知識の習得について（意見）

不動産の管理・取引については多くの法的・技術的知識が必要であり、知識が不十分である場合には、多額の損失を被る恐れがある。例えば、民法第 162 条の取得時効の問題については、不動産の管理を十分に行っていないければ県有地を失う可能性があるにも関わらず、人事ローテーション制度により、数年ごとに担当が代わり、専門的知識が十分に備わっていない職員が担当していることも原因のひとつと考えられるが、実地調査後に担当課が現況確認を改めて実施した未利用地もあった。

県有地を管理する職員に対しては、専門的知識の習得した上で業務にあたる体制を構築することが望まれる。

土地の取引を行う際の具体的な指針として作成した「土地取引の手引き」の内容の周知や新任担当者への研修を新たに実施し、各財産管理部門の担当職員の不動産の管理・取引に関する専門知識の習得を図ることとした。

#### 公有財産取得時の計画策定、実行について（意見）

一部の県有地について、取得の段階でそもそも計画が大幅に変更されており、また地元住民の理解も当初から十分に得られていなかったと思われるものが確認された。

公会計の整備が地方自治体にも進んでいる状況

公有財産の取得に当たっては今後も、事業計画を精査の上、用地取得計画等の策定、実行に当たる。

下で、取得の意思決定に対する説明責任が今後ますます求められてくることも考慮し、公有財産取得時の計画策定及びその実行は慎重な対応が望まれる。

## 2 その他の公有財産の有効活用に向けての状況

### 積極的な運営について（意見）

ネーミングライツについてはその実施手法を検討している状態であるが、自動販売機の設置や庁舎内有料広告の設置は確実に実績を上げている結果となっている。

今後も行政財産のさらなる有効活用を行っていくとともに県の収入確保のため、県有地の実態分析や市場分析を行い、積極的に範囲を拡大する運営を推進していくことが望まれる。

自動販売機設置場所や庁舎内広告枠の貸付の継続に加え、平成 24 年 3 月からは新たに証明写真機設置場所の貸付を行った。今後も庁舎の空きスペースの活用を含め、更なる県有財産の有効活用を検討し、新たな歳入確保を図る。

## 3 職員駐車場の有料化

### 有料化の早期導入について（意見）

現状の福岡県の財政状況や近隣各県の状況等から職員駐車場の有料化については避けられない状況である。

また、最近の判例で、名古屋地方裁判所により職員の通勤用自動車の駐車が行政財産の目的外使用にあたとされており（平成 18 年（行ウ）第 21 号 裁決取消等請求事件）、使用料を徴収することは、その公共財産を自己の利便性のために使用していることに対する対価を支払うことであり、当然のことといえる。

さらに、駐車場が十分に確保できない庁舎等に勤務している者の中には、自己負担において駐車場を借り、通勤している者も多数いることを考えると、職員駐車場の無償貸与は、一部の者を優遇している結果ともなっていると考えられる。

職員駐車場の有料化の他にも検討すべき課題は多数あると考えられるため、いたずらに時間を浪費するのは得策ではなく、各県の動向を考慮しつつ、早急に実施に踏み切ることが望まれる。

公共交通機関での通勤困難者等の取扱を含め、今後の対応を検討しているところである。

### 駐車場使用料について（意見）

1 台当りの駐車場使用料については、県において検討中であり、公表される段階に至っていないのが現状である。

職員駐車場が行政財産の目的外利用であるとの判例、近隣の外部駐車場事情、他都道府県の状況、県庁内の事務処理負担等を総合的に考慮し、金額の積算根拠については、県民に説明責任を十分に果たせるように設定することが望まれる。

**検討範囲の拡大について（意見）**

現在検討されている駐車場使用料の徴収対象者は県職員のみとなっている。庁舎内にある団体職員等、県職員以外のものでも駐車場を無償使用している者もいると思われる。

また、二輪車についても現状考慮に入れられていないが、駐輪場が設けられている庁舎については管理費用がかかっていることや、都心部において有料駐輪場が拡充されている現状を考慮すると駐輪場についても有料化の検討を行う必要があると考えられる。

県の逼迫した財政状況を鑑みると、検討範囲を拡大することも今後の検討課題として考慮することが望まれる。

**4 未利用地の管理状況**

**(1) 総論**

**県有地の管理の徹底について（結果）**

実地調査した未利用地について、境界付近の不法侵入防止等のためのフェンス等の設置、県有地として認知させるための看板等の設置が不十分であるため、結果として不正使用や不法投棄の事実が確認されている。また、近隣住民との境界協議が不調のまま長期にわたり、境界が不安定なままの状態がつづいている事実も確認されている。さらに、未利用期間が 20 年に近い未利用地も存在し、外見的にも実質的にも公有財産としての使命をたしていない事実も確認されている。

福岡県財務規則第 208 条によれば、公有財産について常に良好な状態において管理するとともに、それぞれの目的に応じて最も効率的に運用しなければならないと規定されている。また、福岡県財務規則運用要綱には「現金会計に比較すると財産会計は軽視される傾向にあるが、公有財産は現金の物件化したものであり、公有財産の管理は現金同様厳格な管理がなされるべきである。」と公有財産の管理の重要性が明記されている。さらに、民法第 162 条による取得時効により県有財産を喪失する危険もある。

県が所有するすべての公有財産のうち、特に普通財産については速やかに調査を実施し、管理が不十分な公有財産がないか確認し、管理の徹底を図っていくことが必要である。

普通財産の財産管理者等に対して、未利用地をはじめ公有財産の管理状況等の調査を実施した。調査の結果、管理が不十分と思われる財産管理者等に対しては、財産管理を指導する部署より、個別に指導を行い改善に努める。

**資産リスクへの対応について（意見）**

実地調査した未利用地について、土砂崩れの可能性、設置物での事故の可能性、ブロック崩落による事故の可能性等、物理的にリスクが高い未利用地が確認された。

実地調査における視察での判断であるため、綿密な調査をすれば技術的には問題ないかもしれないが、土地の管理者として管理責任を問われる可能性はゼロではない。

県が所有するすべての公有財産のうち、特に普通財産については速やかに調査を実施し、物理的な資産リスクがある公有財産がないか確認し、緊急度に応じて適切に対応を図っていくことが望まれる。

普通財産の財産管理者等に対して、未利用地をはじめ公有財産の管理状況等の調査を実施した。調査結果を踏まえ、緊急度に応じて財産管理を指導する部署より、個別に指導を行い、改善に努める。

**未利用地の交渉事績の記録管理の徹底について（意見）**

実地調査した未利用地について担当課へ聞き取り調査を実施したが、その際、未利用地となっからの交渉記録・事績を基に行っていった。しかし、交渉記録・事績が時効等を理由に残っていない物件がいくつか確認された。

未利用地の解消の糸口は、過去の経緯を分析することから始めなければならない。対応状況等を分析できなければ、問題点はどこにあり、何を優先的に解決しなければならないのかわからない。

また、近隣住民と境界協議が長く不調に終わっている場合等は、県の担当者が交代する場合について特に正確な交渉記録を残していなければ、十分な引継ぎが行われず県の主張に一貫性がなくなり、交渉をさらに長期化させる可能性もある。

文書の管理規定から保管期間は定まっていると思われるが、境界協議が整っていない等の理由で、すぐに利活用できる状況にない物件については、交渉記録・事績等を確実に残しておくような運用の見直しが望まれる。

未利用地の売却に至るまで、各種の交渉記録・事績は業務を円滑に進めるために必要となることから、財産管理者等に対して、関係書類の適切な保存に努めるよう、財産管理を指導する部署より指導を行った。

**(2) 元片江団地の一部****(結果)**

一部境界についてフェンス等の設置がなく、容易に進入可能な駐車スペースも一部あり等、不法侵入防止等の財産保全対策が不十分であることが確認された。

公有財産に対する県民サービスの公平性、住宅、小学校が隣接しており事故を未然に防止する観点から、フェンスの措置等の対策が必要である。

一部囲い込みが不十分であったため、不法侵入防止柵（杭・ロープ）を設置し駐車できないようにした。また、不法侵入防止柵（杭・ロープ）が破損していた箇所は修理した。

<p><b>(結果)</b></p> <p>コンクリートブロック等の不法投棄が確認された。法面でかつ入り込んだ場所であり、投棄し易い環境にあることも原因であると思われる。</p> <p>巡回パトロールや近隣住民への監視協力要請等、大きな問題が発生する前の対策が必要である。</p>	<p>コンクリートブロック等の不法投棄があったが、撤去した。現地調査の回数を増やし不法投棄の監視に努めた。今後も定期的に現地確認を行い、適正管理に努める。</p>
<p><b>(意見)</b></p> <p>未利用期間が 11 年と長期にわたっている状況である。</p> <p>売却が困難であった原因分析と取得希望の意思がある市との積極的な協議を行い、仮に見込みがない場合には、県として他の有効利用の施策を明確にすること等、未利用状態の解消に向けた組織的対応が望まれる。</p>	<p>未利用状態の解消に向け、市との協議を継続して実施した。今後も早期の処分に向け、市との協議・調整を引き続き進める。</p>
<p><b>(意見)</b></p> <p>当該土地は、旧県営住宅敷地の法面部分が残っているため、単体としては売却が厳しい物件である。現在、福岡市が緑地の保全として譲与を希望しており、協議を行っている旨を伺っている。</p> <p>今後、県有地を売却するに際しては、未利用地を保有したままでは管理経費のみでなく機会コスト（売却により収入を確保していたなら県として借入れをせずに済んだコスト等）が発生しつづけることを常に意識して売却を検討することが望まれる。</p>	
<p><b>(意見)</b></p> <p>有効活用の検討の結果、仮に有効活用が困難な結論になった場合、県として保有し管理しつづけることが予想される。その場合には現状が法面であることを考慮すると、更地等の県有地の管理に比べて一層の安全管理が望まれる。</p> <p>事故が起きてからの対応では土地の保有者である県の対応としては不十分と考える。</p>	<p>現地調査の回数を増やし安全確認に努めた。今後も定期的に現地確認を行い、適正管理に努める。</p>
<p><b>(3) 元筑後小郡簡保レクセンター</b></p>	
<p><b>(意見)</b></p> <p>売却対象となっているいわゆる民間利用ゾーンについては、その敷地内に調整池の設置が必要なことや土地の起伏が比較的多い等、制約が多く開発可能面積が低いこと、また約 12 ヘクタールと広大な敷地面積で最低落札価格が 12 億 6 千万円と高額であったこともあり、現時点で民間利用ゾーンの売却には至っていない。跡地利用検討委員会に</p>	<p>平成 23 年 9 月、売却に向けた提案公募を開始した。外部有識者等で構成する「筑後小郡簡保レクセンター跡地民間利用ゾーン活用委員会」による提案審査を経て、優先交渉権者を決定の上、平成 24 年 1 月、売買仮契約を締結した。</p>

よる跡地利用の方向性提言が平成 17 年 2 月に提出されているが、それから経済環境は大きく変化・悪化している。

毎年未利用の状況にも関わらず管理経費が発生していることも考慮しつつ県有地の有効利用の観点から、売却が実施されるまでの間においても、短期かつ部分的な利用について時代のニーズに合った施策の検討を行う等の柔軟な対応が望まれる。

#### (4) 元荒木団地

##### (結果)

一部境界についてフェンス等の設置がなく、不法侵入防止等の財産保全対策が不十分であったため、駐車、簡易な焼却炉の配置等が確認された。また、県有地の道路（旧団地内道路）を利用しなければ通行不可能な土地もあり、使用が予想される状況が確認された。

公有財産に対する県民サービスの公平性、事故を未然に防止する観点から、フェンスの措置等の対策が必要である。

現在設置している不法侵入防止柵（杭・ロープ）は修理した。旧団地内道路を使用しなければ進入できない隣接地があるため、当該地所有者と、旧団地内道路部分の買取等についての協議を継続して実施した。今後も、交渉を進め、未利用状態の解消に努める。

##### (結果)

ドラム缶等の不法投棄が確認された。平地で見晴らしがよい場所であり、不法投棄は難しい環境にあるが、9 年もの間未利用になっていたことも原因のひとつと思われる。

巡回パトロールや近隣住民への監視協力要請等、大きな問題が発生する前の対策が必要である。

ドラム缶、焼却炉等の不法投棄物を撤去するとともに、立ち入り禁止、不法投棄禁止の看板を設置した。また、現地調査の回数を増やし不法投棄の監視に努めることとした。今後も定期的な現地確認を行い、適正管理に努める。

##### (意見)

未利用期間が 9 年と長期にわたっている状況である。

原因として県有地の道路の問題が未解決のままとなっていることと伺っている。売却が困難であった原因分析の徹底と未利用状態の解消に向けた組織的対応が望まれる。

団地内道路の取扱については、隣接地所有者と旧団地内道路部分の買取等についての協議を継続して実施した。今後、隣接地所有者や地元市等との協議に、財産管理を指導する部署も参加し、組織的な対応を行う。

##### (意見)

県の未利用地の活用方針が不明確な状況が確認された。すなわち、「貸付地」の看板は現地に存在したが、倒れて放置されていた。

県として活用方針を明確にするためにも、看板の設置または看板の撤去については速やかな対応が望まれる。

「貸付地」の看板は撤去した。今後、隣接地所有者や地元市等との協議に財産管理を指導する部署も参加し、組織的な対応を行い、早期の処分に努める。

<p><b>(意見)</b></p> <p>県のローテーション人事制度の関係で、担当者が2~3年ごと変わっている状況で、事績の中で、以前と協議内容が異なる等の記録があり、近隣住民の意見が次の県担当者に正しく引き継がれているか疑問な部分を確認された。</p> <p>問題の早期解決のためには、近隣住民との地道な協議しかないと考えられるが、協議の成否は当事者の反感を買うような対応が極力なくすことが求められると考える。理想として問題解決まで同じ県職員が担当することであると考え、現行の人事制度を尊重するのであれば、当初からの協議内容について正確に引継ぎを行い、県の方針の一貫性を保つことを徹底する対応が望まれる。</p>	<p>各財産管理者において、担当者間の事務引継を徹底するとともに、財産管理を指導する部署からもその旨の指導を行っている。</p>
<p><b>(5) 元大橋団地</b></p> <p><b>(意見)</b></p> <p>県として売却方針が決まっており公募も実施しているにも関わらず、「貸付地」の看板が設置されていることが確認された。</p> <p>県の方針を明確にすべく、看板の撤去が望まれる。</p>	<p>「貸付地」の看板は撤去した。また、当該地は平成23年3月に売却した。</p>
<p><b>(意見)</b></p> <p>隣接する用悪水路との境界壁が一部破損していることが確認された。</p> <p>売却にあたっては、土地の広さ、売却価格のみならず、土地の整備状況等が売却の障害となっていないか原因分析の徹底が望まれる。</p>	<p>敷地北側のフェンス扉は修理した。また、当該地は平成23年3月に売却した。</p>
<p><b>(6) 元嘉穂中央高等学校 実習田</b></p> <p><b>(結果)</b></p> <p>境界についてフェンス等の設置がなく、不法侵入防止等の財産保全対策が不十分であるため、境界内に私有物、ゴミ袋等の不法投棄が確認された。</p> <p>公有財産に対する県民サービスの公平性、事故を未然に防止する観点から、フェンスの措置等の対策が必要である。</p>	<p>4カ所に不法投棄禁止の看板を設置するとともに、月に最低1回以上は職員による巡視を行うこととした。不法投棄や不法侵入の形跡は無くなっているが、今後、新たな不法投棄等を発見した場合は、フェンス設置等の防止策について検討する。</p>
<p><b>(意見)</b></p> <p>当該土地については一部が飛び地となっており、その飛び地には私有田が隣接している。県の売却手続の関係上、一旦は公募による手続が必要であるが、その後1年間は先着受付を実施している。</p> <p>公募を行っているため、売却地として認知度は高いと思われるが、先着受付期間中には、受付を待つだけでなく、隣接住民に声をかけていくこと等の積極的な対応を実施していくことも望まれる。</p>	<p>平成23年8月に、隣接地所有者に対して声かけを行った。今後も、売却処分を進めるため隣接地所有者等に対し、積極的な声かけ等を継続して行うこととする。</p>

<p><b>(意見)</b></p> <p>1 回目の入札が不調に終わった際、総務部財産活用課で原因を早期に分析し、1 筆を 3 筆に分割する対応を迅速に図ったことで、未利用地の一部が売却できた結果となっている。</p> <p>他のすべての売却対象の土地についても、今後は売却に至らなかった原因を早期に分析し、迅速かつ柔軟な対応が常にできる体制の構築が望まれる。</p>	<p>これまで、未利用地の処分については、未利用地を所管する財産主管課と財産管理を指導する部署において、個別物件毎に売却に向けた協議を行ってきているが、今後は未利用地部会も活用し、未利用地の早期の処分・利活用に向け、組織的な対応を行うこととした。</p>
<p><b>(7) 元職員住宅 (大任)</b></p>	
<p><b>(結果)</b></p> <p>町営住宅の一部と思われる建物が県有地へ越境して建設されていること、コンクリート製の構築物が無断で設置され、放置されており、財産管理が十分に行われていないことが確認された。</p> <p>現状について大任町と情報を共有し、財産管理の徹底が必要である。</p>	<p>町の担当者と現地視察を行い、現状について認識の一致を行い、越境問題を含む土地の処分・払い下げや財産の適正管理について具体的協議を再開した。</p>
<p><b>(結果)</b></p> <p>一部境界についてフェンス等の設置がなく、不法侵入防止等の財産保全対策が不十分であり、近隣住民が畑として使用、自動車の無断駐車を確認された。</p> <p>公有財産に対する県民サービスの公平性、事故を未然に防止する観点から、フェンスの措置等の対策が必要である。</p>	<p>県有地内の無断駐車車両を撤去させ、不法侵入防止のための立て看板を増設した。今後、定期的な現地確認を行い、適正管理に努める。</p>
<p><b>(結果)</b></p> <p>遊具(鉄棒)の放置が確認された。昭和 62 年から昭和 63 年にかけて町に公園として有償貸付を実施していた際のものとのことである。</p> <p>腐食も確認され、公園としての管理を行っていない状態で放置しておくことは事故が発生する可能性がある。早急な措置が必要である。</p>	<p>町と協議し、遊具を撤去した。</p>
<p><b>(意見)</b></p> <p>未利用期間が 13 年と長期にわたっている。</p> <p>売却が困難であった原因分析を行い、特に市町村との協議を積極的に実施する等の対応が望まれる。事績等から所管課の担当者へ聞き取り調査を実施したが、売却が困難である原因のひとつである、町営住宅の越境問題について町との協議が十分に実施されているとは思われない。</p> <p>未利用状態の解消に向けた積極的、組織的対応が望まれる。</p>	<p>町の担当者と現地視察を行い、現状について認識の一致を行い、越境問題を含む土地の処分・払い下げや財産の適正管理について具体的協議を再開した。今後、未利用状態の解消に向けて、町との積極的、組織的な協議に努める。</p>

**(8) 畜産センター****(意見)**

除草範囲については再検討の余地があると思われる。事業用地として実際利用している部分から離れた場所の除草も現在は実施していることが確認されたが、そもそも必要なのか疑問が残る。

県の財政が逼迫している中、施設利用者、地元住民の意見を参考にしつつ除草作業範囲の再検討が望まれる。

除草範囲については、地元から要望のある景観保全に必要な場所、猪など有害鳥獣の隠れ場となる場所など、畜産センターの管理上必要な場所に限ることとし、平成 24 年度から縮小することとした。

**(意見)**

現在は、養鶏業者が 3 社のみ事業を行っている状態であり、鳥インフルエンザ等の昨今の衛生管理の強化の観点からも利用の方法が限定される公有財産である。このような公有財産は部分的な用途廃止を行うことができないと考えられ、そもそも「未利用地部会」で検討される未利用地であるか疑問が残る。

趣旨に合致しない県有地であるならば、リストから外し未利用地部会で検討すべき未利用地については選別することが望まれる。

また、当該土地は旧産炭地の活性化や、県の畜産業の育成という大きな課題を含んでおり、県有地の有効活用に向けて、十分な検討が望まれる。

当畜産センターは養鶏団地であるが未利用地はその中に点在しており、家畜伝染病発生予防の観点からその利用が制限される。このため部分的な処分は難しく、検討の結果、平成 24 年度から未利用地部会の検討対象から除外することとした。今後、有効な活用方法については、関係部局で検討を行う。

**(9) 元粕屋高等学校実習地****(意見)**

平成 4 年の未利用期間から合算すると 18 年と未利用期間が長期にわたっている。

売却が困難であった原因分析と、特に市町村との協議を積極的に実施する等により未利用状態の解消に向けた積極的対応が望まれ、平成 10 年 9 月に用途廃止になって、町から福祉施設の建設を理由に譲渡願が提出されているが、それ以降は事績が残っておらず全く協議されていない状況ではなかったかと推測される。県としては町が取得する可能性があるとの観点から当面保有する土地に分類されているが、協議が 10 年以上ストップしていることから常に現況を調査し、県の対応を適時変更していくことが望まれる。

また、平成 4 年に農業科が閉科になっているのに用途廃止年度が平成 10 年となっており、当時の事績が残っておらず原因調査を十分に行うことができなかったが、用途廃止への時期が遅すぎると思われる。県有地の実態に合わせて適時台帳の内容を変更していくことが望まれる。

平成 23 年 9 月に町から、公共目的で活用したいので取得を検討したいとの申し出があり、協議を継続して実施した。今後、町との協議を踏まえながら、一般公募による売却も視野に入れ、未利用状態の解消に向けた条件整備に努める。

<p><b>(意見)</b></p> <p>平成 21 年度は経費は発生していないが、数年前には大規模伐採を実施した形跡があり、多額の経費が発生したものと予想される。今後も予想外の経費が発生する可能性がないわけではないので、県として有効活用に向けて方針を明確にすることが望まれる。</p>	
<p><b>(10) 元職員住宅 (西堤田)</b></p>	
<p><b>(結果)</b></p> <p>一部境界についてフェンス等の設置がなく、不法侵入防止等の財産保全対策が不十分であり、以前駐車場として一部貸付していた経緯もあり、駐車場利用の痕跡が確認された。</p> <p>公有財産に対する県民サービスの公平性、事故を未然に防止する観点から、フェンスの措置等の対策が必要である。</p>	<p>県有地内の無断駐車車両を撤去させ、不法侵入防止のための杭・ロープを設置した。今後、定期的な現地確認を行い、適正管理に努める。</p>
<p><b>(意見)</b></p> <p>一部の土地については近隣住民が購入の意思を伝えてきているとのことであるが、県として現状では、まず一括売却を考えているとのことであり、一括売却が可能であるならば県の方針は財政収入確保の観点からは望ましいが、近隣住民の需要ニーズを考慮すると、売却の機会を失っているともいえる。</p> <p>売却の方針について、柔軟かつ機動的な意思決定が望まれる。</p>	<p>近隣住民の需要ニーズを考慮し、分割して売却を行うための現地調査を行った。未利用地部会も活用するなど、関係部局間の連携を密にし、今後、分割方法の検討を含め、売却に向けた方策を検討する。</p>
<p><b>(11) 元直方高等技術専門校</b></p>	
<p><b>(意見)</b></p> <p>県有地であることを示す看板等が確認されなかった。</p> <p>以前は「貸付地」の看板を設置していたが、地元の要望から撤去し、その後は未設置の状態であった。</p> <p>県有地として認知させ、不法占拠等の防止を図る観点から、県有地である旨または進入禁止を促す等の看板設置が望まれる。</p>	<p>不法占拠等の防止のために、平成 23 年 2 月に旧正門及び旧裏門に県有地である旨と進入禁止を促す等を記載した看板を設置した。</p>
<p><b>(意見)</b></p> <p>当該県有地も市町村との協議が行われていることを理由に、県として当面保有する土地に分類されており、他の未利用地でも多い理由である。</p> <p>他の未利用地でも状況が思わしくないことを十分に考慮し、市町村との協議を積極的に実施し、有効活用に向けた緊密な情報交換が望まれる。</p>	<p>平成 23 年 11 月に関係市町村と協議を実施した。今後も定期的に情報交換を行い、市町村の意向を十分把握し、当該県有地の有効活用に向け取り組む。</p>

<p>(12) 元行常教職員住宅</p> <p>(意見)</p> <p>隣接地から樹木が越境していることが確認された。</p> <p>公有財産管理の観点から、隣接地の所有者へ伐採を依頼することが望まれる。</p>	<p>平成 22 年 12 月に隣接地の所有者へ越境している樹木の伐採を依頼し、平成 23 年 2 月に伐採されたことを確認した。</p>
<p>(13) 元職員住宅 (東筑)</p> <p>(結果)</p> <p>境界についてフェンス等の設置がなく、不法侵入防止等の財産保全対策が不十分であり、そのため、敷地内に近隣住民が耕作したと思われる畑が数か所、物置も設置、越境して建設されている建造物、越境して建設されている住居の一部が確認された。</p> <p>公有財産に対する県民サービスの公平性、事故を未然に防止する観点から、フェンスの措置等の対策が必要である。</p>	<p>県有地内の無断耕作を中止させ、物置を撤去させるとともに、不法侵入防止のための看板を設置した。今後、定期的な現地確認を行い、適正管理に努める。</p>
<p>(結果)</p> <p>字図と実測図の不一致の状況を長期に放置しており、県有財産の管理としては不十分である。</p> <p>早急に打開策を検討し、福岡県財務規則第 208 条に基づいた県有財産の適正な管理が必要である。</p>	<p>当該土地の境界等の問題について、専門家と協議した。今後、専門家の助言を受けながら、字図と実測図の不一致状況の解消に取り組み、適正管理に努める。</p>
<p>(結果)</p> <p>用途廃止から 16 年が経過しており、未利用期間が長期にわたっている。</p> <p>売却が困難であった原因分析と未利用状態の解消に向けた組織的対応が必要である。特に 10 年を経過し、不法使用の事実が確認されており、公有財産も例外なく民法上の取得時効 (民法第 162 条) が成立する可能性があるため、法的に問題がないか早急に確認する必要がある。</p>	<p>看板の設置により、民法上の取得時効など法的な問題は無いことを弁護士に確認した。定期的な現地確認を行い、適正管理に努める。</p>
<p>(結果)</p> <p>県有地であることを示す看板等が確認されなかった。</p> <p>当該土地は不法使用の事実が確認されているので、県有地であることを認知させ不法占拠等の防止を図る観点から、県有地である旨または進入禁止を促す等の看板設置が必要である。</p>	<p>県有地への不法侵入防止のため、県有地である旨と不法侵入禁止の旨を表示した看板を設置した。今後、定期的な現地確認を行い、適正管理に努める。</p>

<p>(意見)</p> <p>当該県有地も他の未利用地と同様に市が整備事業の一環で購入する可能性があるとの状況である。</p> <p>他の未利用地でも状況が思わしくないことを十分に考慮し、市との協議を積極的に実施し、有効活用に向けた緊密な情報交換が望まれる。</p>	<p>売却に向けて、市の整備事業の進捗状況を定期的に確認した。今後、市との積極的な協議・情報交換に努める。</p>
<p>(意見)</p> <p>県庁内での有効活用に対する十分な検討の結果、当面の間、現状のままの状況が続くのであるならば、公共サービスの公平性及び県財政収入確保の観点から、現在県有地を使用している住民に対して使用料の徴収により引き続き使用してもらうのも有効活用の一施策として検討することも望まれる。</p>	<p>使用者に継続して使用する意思がなかったため、県有地内の無断耕作を中止させ、物置を撤去させるとともに、不法侵入防止のための看板を設置した。今後、未利用地部会も活用するなど、関係部局間の協議を密にし、県有財産の有効活用等の検討に努める。</p>
(14) 元職員住宅 (熊谷)	
<p>(意見)</p> <p>道路からの入り口は一か所しかないが、その境界についてフェンス等の設置がなく、不法侵入防止等の財産保全対策が不十分である。そのため進入できる可能性はあるが、現地調査において痕跡は確認されなかった。しかし、侵入防止の措置は望まれる。</p>	<p>県有地内の不法侵入防止対策として、杭・ロープを設置した。今後、定期的な現地確認を行い、適正管理に努める。</p>
<p>(意見)</p> <p>境界の法面部分の一部に私有物が置かれている。すでに所有者とは何度か説明を行っているが、売却にあたって問題とならないように引き続き対応が望まれる。</p>	<p>県有地内の私有物は撤去させ、不法侵入防止のための立看板を設置した。</p>
<p>(意見)</p> <p>県有地の接地道路の間口が 1.2m であり、現在の建築基準法の規定 (4m の道路に 2m 接道) では建築物を建てることのできない状況である。</p> <p>県の説明によれば、協議が必要であるが購入者が道路拡幅のうえ、市道として市に寄付すれば、建築可能な場合もあると市より聴取している。</p> <p>売却にあたっては、購入希望者への上記内容の十分な説明、または道路拡幅を県で実施し建築可能な土地となった時点で売却手続に入る等の県としての方針を明確にすることが望まれる。</p>	<p>従前から、購入希望者に対しては接道に関する説明を徹底して売却することとしており、今後も、この方針の下、売却に努める。</p>

<p>(15) 元職員住宅 (大里東)</p>	
<p>(意見)</p> <p>境界付近の壁が一部壊れやすくなっており、破片が一部道路側に落ちていることが確認された。</p> <p>売却し所有権が移転するまで県は所有者としての責任があるので、事故が発生する前に補修等の対策が望まれる。</p>	<p>崩落した破片の除去及び擁壁の補修工事を行った。今後、定期的な現地確認を行い、適正管理に努める。</p>
<p>(意見)</p> <p>公募による入札を平成 12 年から実施しているとのことであるが、売却不調の期間が 10 年と長期にわたっている。</p> <p>売却が困難であった原因分析と未利用状態の解消に向けた組織的対応が望まれる。</p>	<p>売却に至らなかった原因を分析した結果、自動車の乗り入れができないことや、当該地域の不動産市場が活発でないこと等の複数の原因が考えられることを確認した。今後、関係部局間の協議に加え、未利用地部会も活用し、売却に向けた方策を検討する。</p>

**監査公表第2号**

「相談業務の実施状況について」実施した行政監査結果の報告（平成23年2月25日22監総第869号）に基づき、知事及び教育委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成24年4月20日

福岡県監査委員	小申 正伸
同	進谷 庸助
同	伊藤 龍峰
同	原竹 岩海

23 行 経 第 2969 号

平成 24 年 3 月 30 日

福岡県監査委員 小 串 正 伸 様  
 同 進 谷 庸 助 様  
 同 伊 藤 龍 峰 様  
 同 原 竹 岩 海 様

福岡県知事 小 川 洋

監査の結果に係る措置について（通知）

平成 23 年 2 月 25 日 22 監 総 第 869 号 の 監 査 結 果 の 報 告 に 基 づ き、 次 の と お り 講 じ た 措 置 に つ い て 通 知 し ま す。

記

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置 の 内 容
<p><b>1 相談窓口の状況について</b></p> <p>(1) 相談場所</p> <p>相談場所は、相談者のプライバシー保護に十分配慮するとともに相談者が利用しやすい環境づくりが求められる。</p>	<p>間仕切りした相談ブースを設置し、相談者のプライバシーに配慮した利用しやすい環境を整えた。(福祉労働部)</p>
<p><b>2 相談体制について</b></p> <p>(1) 相談員の状況</p> <p>必要に応じて、マニュアルを作成するなど相談窓口のより一層の充実を図ることが望まれる。</p> <p>(2) 相談業務の状況</p> <p>筑豊労働者支援事務所では労働相談を担当する女性相談員がおらず、対応が難しい状況があったため、配慮が望まれる。</p> <p>乳幼児発達診査では、医師、心理判定員、作業療法士、言語聴覚士等の専門家により、地域の実情にあわせて実施しているが、地域によっては、他に受け皿が少なく、専門家による診査が必要な乳幼児が多いため、相談日が次回となる実態が見受けられた。その状況を把握してどのような対応が可能か検討する必要がある。</p>	<p>相談マニュアルを窓口に常備することとし、また、マニュアル化が困難な窓口には専門的知識を有する者の配置、研修や事例検討会を行うこととした。(福祉労働部)</p> <p>複数の女性職員(技能員除く)を配置し、労働相談(セクハラ相談を含む)を受けることとした。(福祉労働部)</p> <p>多数の相談者に対応するため、平成 23 年度から、医師による診査回数を年 8 回から年 10 回に増やした。また、管内の 2 町が平成 23 年度から発達障害に関する相談を開始しており、地域の受け皿も広がっている。これらの結果、監査結果にある「相談日が次回となる実態」は、現在、解消されている。(保健医療介護部:京築保健福祉環境事務所)</p>
<p><b>3 個人情報の保護について</b></p> <p>相談窓口によっては、相談記録簿を施錠がない個人の机やキャビネットに保管しているところが 40 ケ所見受けられた。相談記録簿は個人情報が流出しないよう施錠可能なキャビネットなどの保管場所に適切に保管することが求められる。</p>	<p>個人情報を含む文書については施錠可能なキャビネットや扉付キャビネット保管するなど、適切に管理するようにした。(保健医療介護部)</p> <p>施錠可能なキャビネットや倉庫に、相談記録簿を保管することとした。(福祉労働部)</p>

## 5 相談結果の活用について

インターネット等の活用など工夫して相談者の意見、要望の把握を行うべきである。

福岡県 NPO・ボランティアセンターのホームページにおいて、これまでもメールによる意見・要望を受け付けていたが、平成 23 年度の HP 改修により、新たに Q&A のコメント欄を設け、センターからの回答のみならず他の HP 利用者からの情報提供も受けられる機能を付加し、一層の利便性向上を図った。(新社会推進部)

指定管理者が開設している緑の相談室ブログにて、コメント欄を設けて相談者の意見、要望の把握を行っている。(農林水産部)

## 6 広報の状況について

パンフレット等の手段はとられているが県のホームページや所属のホームページに掲載していないものが 16 相談窓口あり、情報化時代にあつてはホームページ掲載も検討すべきだと考えられる。一方、全ての県民がホームページを見ることができ環境にあるわけではなく、ホームページ掲載のみの 19 相談窓口については他に何らかの広報手段を講じることが望まれる。

相談業務に関する情報のホームページへの掲載状況について現状確認を行い、未掲載であったものについてもホームページへ掲載するよう改善した。(保健医療介護部)

相談業務に関する広報については、ホームページや関係紙等に必要な情報を掲載することとした。(福祉労働部)

ホームページでの広報に加え、貸金業に係る苦情・相談窓口を一覧にまとめたチラシを作成し、県内市町村の消費生活センター・消費生活相談窓口配布し、周知に努めた。(商工部)

## 7 その他

保健福祉環境事務所が行っている県行政、県民生活に関する相談、苦情、要望などの県政一般に関する総合相談窓口においては、平成 21 年度は保健福祉環境事務所 1 相談窓口当たり平均 30 件となっており、県民に対して総合相談窓口に関する周知が不足していたのではないかとと思われる。今後、早急に相談業務のあり方について検討すべきである。

総合相談窓口の利用促進のため、全戸配布広報紙等による県民への周知を図った。(総務部)

<実績>

H23.3「全戸配布広報紙：福岡県だより 3 月号」で広報  
H23.6 県民相談のチラシを作成し各市町村での配布及び市町村広報紙への掲載を依頼

H23.8「県政のしおり」で総合相談窓口を紹介

H24.3「全戸配布広報紙：福岡県だより 3 月号」で広報

23教財第408号の2

平成24年1月30日

福岡県監査委員 小 申 正 伸 様  
同 進 谷 庸 助 様  
同 伊 藤 龍 峰 様  
同 原 竹 岩 海 様

福岡県教育委員会

## 監査の結果及び監査結果に係る措置について（通知）

平成23年2月25日付22監総第869号の監査結果の報告に基づき、次のとおり講じた措置について通知します。

## 記

監 査 の 結 果	講 じ た 措 置 の 内 容
<b>3 個人情報の保護について</b> 北九州教育事務所において、相談員が相談窓口で私用のパソコンを業務で使っていた。	相談員が使用するパソコンについては、平成23年度に公用のパソコンを配備した。

～参考～

### 第 3 監査結果及び意見

#### 1 相談窓口の状況について

##### (1) 相談場所

本県では 59 種類の相談業務について、221 の相談窓口を設けており、その相談方法については、ほとんどが電話及び面接である。

また、監査を実施した 84 の相談窓口のうち、専用の相談室をもっているものが 34 の相談窓口、共用の相談室や会議室をもっているものが 28 の相談窓口、執務室内（机、カウンター等）で行っているものが 22 の相談窓口となっている状況である。専用の相談室がない場合は共用の相談室や会議室で行われているため、他の業務と重複した場合等については相談場所の確保が難しい状況となっている。

こうしたことから、相談場所は、相談者のプライバシー保護に十分配慮するとともに相談者が利用しやすい環境づくりが求められる。

##### (2) 相談時間

平日の勤務時間以外でも、子どもホットライン 24 や労働相談など必要に応じて休日や夜間に開設している窓口もある。平成 21 年の新型インフルエンザの発生に伴い、平成 21 年 4 月から 7 月までに本庁及び各保健福祉環境事務所に臨時に新型インフルエンザ発熱電話相談窓口が設置されたが、休日、夜間も含めた 24 時間体制の柔軟な対応を行っていた。

労働者支援事務所では、随時に街頭労働相談会や出張相談などを実施しているほか、年末に雇止めや内定取消しなどに関する臨時の相談窓口を設けていた。

今後とも県民ニーズに迅速かつ確に対応した相談窓口の開設が望まれる。

#### 2 相談体制について

##### (1) 相談員の状況

59 種類の相談業務のうち、専任の相談員（委託を含む）がいる相談業務は概ね 31 種類で、一般事務担当者が相談員を兼ねているものが概ね 28 種類となっている。特に、一般事務担当者が相談員を兼ねている場合については、相談スキルや知識の習得がより必要である相談窓口も見受けられ、常に県民のニーズに答えられているか検証する必要がある。

相談員の研修の機会を増やし、相談員同士や関係機関の担当者との勉強会や情報交換会を定期的に開催するなど、相談員の育成に努めるとともに、マニュアルを作成していない相談窓口も見受けられるため、必要に応じて、マニュアルを作成するなど相談窓口のより一層の充実を図ることが望まれる。

##### (2) 相談業務の状況

労働者支援事務所の子育て女性就職支援センターでは、子育て女性を対象に就業相談を行っており、民間に委託して実施する求人開拓・就職あっせんを組み合わせることによって、相談事業の充実を図り、平成 21 年度は登録者数 1,591 人のうち、335 人が就労に結びつき、通常は難しい子育て女性の

就職に効果が上がっている。

また、筑豊労働者支援事務所において、セクハラ相談等で相談者が女性の相談員を希望する場合に、女性の相談員がいないため対応が難しい状況も見受けられた。今後、配慮が望まれる。

乳幼児発達診査では、医師、心理判定員、作業療法士、言語聴覚士等の専門家により、地域の実情にあわせて実施しているが、地域によっては、他に受け皿が少なく、専門家による診査が必要な乳幼児が多いため、相談日が次回となる実態が見受けられた。その状況を把握してどのような対応が可能か検討する必要がある。

### 3 個人情報の保護について

ほとんどの相談窓口では、その内容について相談記録簿等を作成することとなっているが、相談記録簿は個人情報が記載されプライバシーに係わる内容となっているものが多いことから、より慎重な取扱いと適切な管理が求められている。

児童相談所のように、相談記録簿を決裁する際に、施錠可能な棚や別室に決裁すべき相談記録簿を置くことによって、個人情報が漏れないように細心の注意を払ってるところもある。しかし、相談窓口によっては、相談記録簿を施錠がない個人の机やキャビネットに保管しているところが 40 ヶ所見受けられた。

相談記録簿は個人情報が流出しないよう施錠可能なキャビネットなどの保管場所に適切に保管することが求められる。

また、子どもホットライン 24 の相談窓口では、相談員が相談窓口で私用パソコンを業務で使用しているところもあった。私用パソコンを業務に使用することは情報が流出する恐れがあり、早急に改善するよう求めた。

### 4 関係機関との連携について

近年、ドメスティック・バイオレンス（以下、DV という）や雇用関係相談のようにその相談がより専門化・複雑化してきているため、相談関係機関相互の連携強化や適切な役割分担が重要性を増してきている。

児童相談所においては、他の関係機関や市町村と連携に努めているが、相談業務によっては市町村などによって取組みの体制や認識に差が見られる。また、福岡県 30 代チャレンジ応援センターでは、同じフロアにあるハローワークプラザが日・祝日は閉所しており、相談者が職業紹介を希望する場合に、連携がとれないため、効果が上がっていない場合なども見受けられる。

真に相談者のための相談窓口として役割が果たせるよう、これまで以上に連携強化に努める必要がある。

### 5 相談結果の活用について

相談窓口を設ける意義は、県民が抱える様々な悩みごとに対する解決支援にあるが、他方、相談結果を県民のための行政に生かして行くために活用することも必要である。

この観点から見ると、緑の相談室においては、ホームページに相談事例集を掲載し県民の利便性に役立っていたが、調査した中には、乳幼児発達診査と子育て女性就職支援センターを除きアンケート調査を行っていない。今後は、要望等を把握し実効性のある相談窓口となるよう、必要に応じて、窓口アンケー

トのみならず、インターネット、はがきを活用するなど工夫して相談者の意見、要望の把握を行うべきである。

## 6 広報の状況について

相談業務に関する広報については、より多くの情報伝達媒体を活用して県民に知らせることが大切である。本県の相談窓口に関しては、県や所属のホームページ、県や市町村の広報誌、リーフレット、ポスター、新聞掲載、テレビやラジオ放送などの多様な広報を行っている。しかし、パンフレット等の手段はとられているが県のホームページや所属のホームページに掲載していないものが 16 相談窓口あり、情報化時代にあってはホームページ掲載も検討すべきだと考えられる。一方、全ての県民がホームページを見ることができる環境にあるわけではなく、ホームページ掲載のみの 19 相談窓口については他にも何らかの広報手段を講じることが望まれる。

## 7 その他

保健福祉環境事務所が行っている県行政、県民生活に関する相談、苦情、要望などの県政一般に関する総合相談窓口においては、平成 21 年度は保健福祉環境事務所 1 相談窓口当たり平均約 30 件となっており、県民に対して総合相談窓口に関する周知が不足していたのではないかとと思われる。今後、早急に、相談業務のあり方について検討すべきである。

## 第 4 むすび

今日、本格的な少子高齢社会の到来や経済不況による雇用不安など、社会は急速に変化しており、県ではこのような変化に対応すべく、乳幼児医療の充実や子育て応援県民運動をはじめとする少子化対策、生涯現役のはつらつ高齢社会、男女がともに能力を発揮できる男女共同参画社会、NPO・ボランティアと行政、企業との協働社会づくりなど、すべての人がいきいきと健やかに暮らせる社会づくりを進めている。また、DV、児童虐待事件、自殺の増加や新型インフルエンザの発生などを背景に、安全・安心に対する県民の意識はかつてないほど高まっている。

相談業務は県民が抱える種々多様な不安や悩みごとに対してその解決の一助となるものであるが、県民から生の声を聞くことができる機会の一つでもある。相談業務は、今後、ますます重要性が増していくものと考えられるため、相談体制やプライバシーの保護が適切であるか、関係機関と十分に連携されているか、相談結果が活用されているかなどについて検証し、県民ニーズに十分に対応できる相談体制の構築を図っていく必要がある。

今後とも、より県民が利用しやすい相談窓口となること、及び、県民ニーズに十分応え得るような実効性のある相談業務が行える相談窓口となることを期待するものである。

## 正 誤

発行 年月日	公報 番号	種 類	同上 番号	ページ	欄		行	備 考	正	誤
					上	下				
24・3・28	3381	公安委員 会規則	10	60	○		2		ただし、第14条	ただし、 <sup>●</sup> 第14条